

第四次国土利用計画(富士市計画)
改定版

令和 3(2021)年 12 月

富 士 市

前 文

国土利用計画（富士市計画）は、土地基本法における土地についての公共の福祉優先等の基本理念を踏まえ、国土利用計画法第8条の規定に基づき、富士市の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めるものである。

この計画は、国土利用計画静岡県計画を基本とし、第六次富士市総合計画との整合を図りつつ策定したものである。

なお、この計画は、将来における社会・経済情勢の変化に対応し、適切な検討を加えて必要に応じて見直しを行うものとする。

